

関西学院大学社会学部研究会会則

第1章 総 則

第1条

本会は関西学院大学社会学部研究会と称する。

第2条

本会は本学部における社会学と関連諸科学の教育・研究の推進を計ることを目的とする。

第3条

本会は事務局を西宮市上ヶ原一番町1-155 関西学院大学社会学部内におく。

第2章 事 業

第4条

本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 研究会などの開催
2. 機関誌「関西学院大学社会学部紀要」などの刊行
3. 会員相互の研究・教育に関する連絡および協力
4. 本学部の教育・研究に対する協力
5. 国内外関係諸学会との協力
6. その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

第5条

本会の会員は次のとおりとする。

1. 名誉会員 本会に功労のあったもので、本会の推薦するもの
2. 普通会员 本学社会学部専任の教授、助教授、講師および助手
3. 賛助会員 本会の趣旨に賛同するもの

第4章 運営組織

第6条

第2章記載の事業を行うため、本会には以下の委員、委員会等をおく。

1. 会長は当該年度の社会学部長とし、本会には以下の委員、委員会等をおく。
2. 運営委員(6名)：運営委員は普通会员の中から互選し、運営委員会を構成する。
3. 運営委員長(1名)と会計(1名)：運営委員長と会計は運営委員の中から互選する。
4. 運営委員会は第4条に記された事業の企画・運営にあたる。

なお、機関誌「社会学部紀要」の編集については運営委員会内に複数の委員をもって構成される編集委員会を置く。編集委員長は、運営委員長が兼ねることがある。